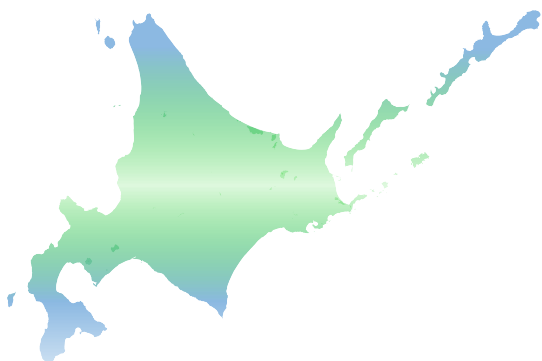


令和 4 年度在宅医療提供体制 強化事業費補助金について



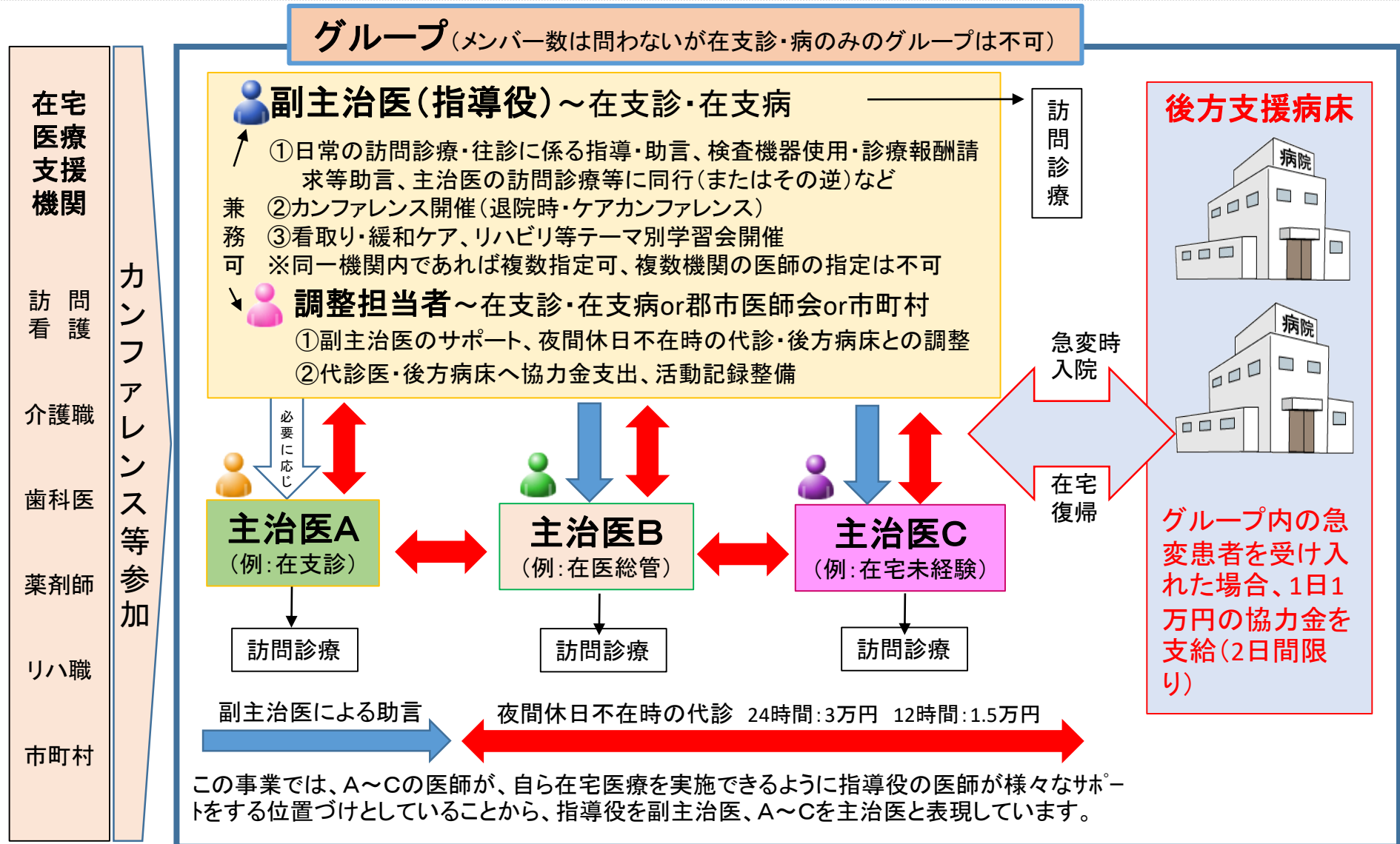
令和 5 年（2023年）3 月15日
北海道保健福祉部地域医療推進局
地域医療課

令和4年度在宅医療提供体制強化事業費補助金

- 1 在宅医療グループ診療の運営支援
 - 2 在宅医療体制支援
 - 3 在宅医療の推進に資する取組支援
 - 4 訪問診療用ポータブル機器等整備支援
 - 5 在宅医療多職種連携 I C T ネットワーク構築支援
- (その他)
- 6 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（機能転換・適正化）
 - 7 病床機能再編支援事業費給付金

1 在宅医療グループ診療運営事業 ①

- ①在支診・在支病等が実施～郡市医師会や市町村と調整・共有の上、グループ編成、副主治医・調整担当者を配置
- ②郡市医師会が実施～市町村と調整・共有の上、グループ編成、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定
- ③市町村が在宅医療・介護連携推進事業(ウ)を踏まえ実施～郡市医師会と調整・共有の上、調整担当者を配置し事務局機能を担い、①の中から副主治医を指定、または①②に委託



1 在宅医療グループ診療運営事業 ②

在宅医療グループ制による在宅医療を担う医師の養成、
24時間の在宅医療提供体制構築

メニュー	内 容	基準額	実施主体	補助率
在宅医療支援 グループの 運営等	○ 在宅医療を実施する医療機関や地区医師会等が事務局となり、「在宅医」や「在宅医療未経験の医師」、「急変時の受入を行う医療機関」によるグループを編成し、主治医・副主治医制、休日夜間等不在時の代診制、受入病床の確保を通じて、新たな在宅医を養成 ○ カンファレンスの実施、看取り・緩和ケア・リハビリなどテーマ別<u>研修に要する費用に対し補助</u> ○ 対象経費：①副主治医人件費 ②調整担当者人件費 ③代診協力費 ④後方病床協力費	6,030千円 開始時期、従事時間、 代診・急変受入の実 績により異なる	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10

【令和4年度申請状況】

14グループ（札幌市、室蘭市、小樽市、由仁町、苫小牧市）

2 在宅医療体制支援事業

在宅医療を担う医療機関が少ない地域における24時間の在宅医療提供体制を構築

メニュー	内 容	基準額	実施主体	補助率
グループ制がとれない地域での在宅医療体制の支援	○ 在宅医療を担う医療機関が少ない地域 （在支診・在支病の合計数が3箇所以下の市町村）において、在宅医療を新たに、又は拡充して実施する際に要する次の費用に対し補助 ・休日夜間等不在時の代替医師（待機医）にかかる費用 ・受入病床の確保費用 ・半径16kmを越えた訪問診療（診療報酬算定不可）に要する経費	2,430千円	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10

【令和4年度申請状況】

1事業所（日高） ※休日夜間等代替医師にかかる経費

3 在宅医療推進事業

市町村による訪問看護ステーション設置・運営等 在宅医療推進に資する取組への支援

メニュー	内 容	基準額	実施主体	補助率
訪問看護 ステー ション設 置促進等	○ 訪問看護ステーション不足地域におけるステーション立上げ・運営に対する支援 ○ 看取り・緩和ケア・認知症・リハビリテーションなど在宅医療に関する研修実施への支援 ○ その他、地域における在宅医療の推進に資する事業	設備 130万円 (初度のみ) 運営 300万円 研修 100万円	市町村	1/2

【令和4年度申請状況】

- ・ 訪問看護ステーション運営費（7市町）
深川市、中頓別町、美唄市、三笠市、砂川市、清水町、池田町
- ・ 在宅医療推進支援（2市）
札幌市、旭川市

4 訪問診療用ポータブル機器等整備支援

訪問診療等に使用する医療機器の整備を支援し、
在宅医療提供体制の強化を図る

メニュー	内 容	基準額	実施主体	補助率
訪問診療用 ポータブル 機器整備	○ 在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関 ○ エコー、心電計など訪問診療の充実に資する医療機器購入経費に対し補助	医療機関 300万円 郡市医師会 600万円	医療機関 郡市 医師会	1/2

【令和4年度申請状況】

44事業所（携帯型X線撮影装置、経胃ろう内視鏡等）

5 在宅医療多職種連携 ICTネットワーク導入支援

在宅医療に関わる多職種間において、ICTを活用した患者情報を電子的に共有するシステムを導入し、切れ目のない医療介護情報連携を行う

メニュー	内 容	基準額	実施主体	補助率
在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築	○在宅医療に関わる多職種間におけるICTを活用した情報共有ネットワーク構築のための設備整備に補助 <u>※医療機関間等における電子カルテ情報（CT等の画像情報含む）の共有を行うものは、地域医療情報連携ネットワーク構築事業</u>	1 医療機関等あたり2,150千円 （経費項目ごとにも基準額有）	市町村 医療機関 医師会	1/2
在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー	○地域にふさわしい継続性のある在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入に向けてICT専門家からアドバイスを受ける費用を補助（委託費、報償費等） ※導入前、導入年、導入後のいずれか2年	1 医療機関等あたり2,710千円	市町村 医療機関 医師会	10/10

6 病床機能分化・連携促進基盤整備事業

急性期から回復期、在宅に至るまで、切れ目のないサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進することを目的とする。

【病床の機能転換】

補助率：1/2以内

区 分	内 容	補助基準額
施設整備	病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の新築・増改築・改修(併せて建物内に訪問看護ST等を整備する等、在宅医療の機能強化に係る取組も対象)	5,500,000円× 転換する病床数
	地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し必要な新築・増改築・改修	160m ² ×単価 鉄筋 176,600円 木造 176,600円 ブロック造153,900円
設備整備	病床機能転換に必要な医療機器等整備（ <u>回復期の確保と併せて行う在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院は訪問診療等に使用する車両の整備も対象とする。</u> ）及び地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し必要な医療機器整備	10,800千円

【令和4年度申請状況】

1 医療機関（南渡島） 訪問診療用車両の整備（3台）

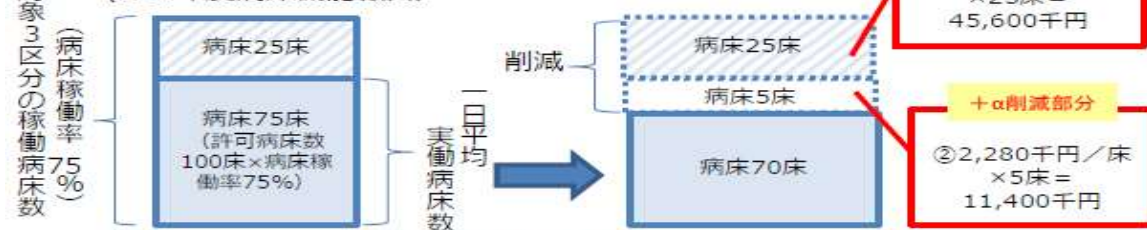
7 病床機能再編支援事業費給付金

地域医療構想の実現のため、病床機能再編に取り組む中、
病床数を減少する場合に、病床数に応じた給付金を支給するもの

支給対象	支給要件
平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成し、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う医療機関の開設者又は開設者であった者	① 地域医療構想を実現するため、病床減少の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の減少を行うものであるという、地域医療構想調整会議の議論の内容及び医療審議会等の意見を踏まえ、知事が必要と認めたもの。 ② 病床減少病院等における病床減少後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下であること。 ③ 同一年度内に単独支援給付金の支給を受けていないこと。

【イメージ】

(H30年度病床機能報告)



※補助金の算定の計算には休床分は含めない

① (45,600千円) + ② (11,400千円) = 57,000千円の交付

病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

【令和4年度申請状況】

7 医療機関（うち、在宅医療強化4 医療機関 南渡島、南桧山、札幌、上川中部）

令和4年度在宅医療提供体制強化事業費補助金額の算定方法（参考） ①

概 要	補助基準額	補助率
○訪問診療用ポータブル機器の整備	300万円	1 / 2 以内

補助金額の算定方法

- ① 支出額（購入額）と補助基準額を比較し
少ない方の額を選定する。
- ② ①で選定した額から、寄付金、その他収入
額を控除する。
- ③ ②の額に補助率を乗じる

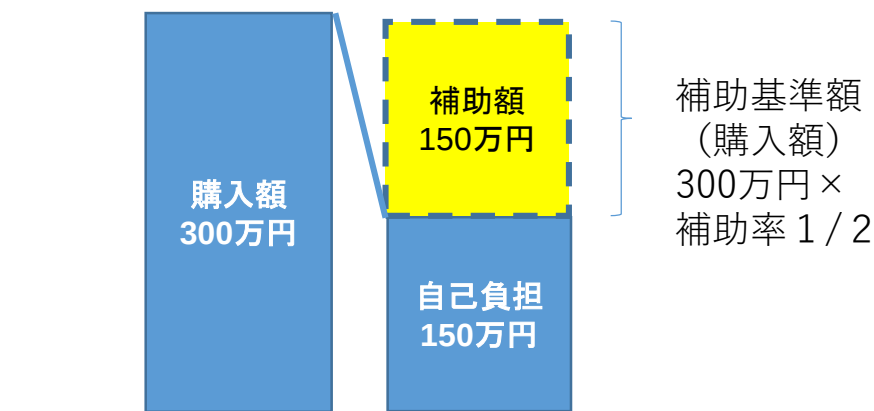
※③の金額に1,000円未満の端数が生じた
場合は切り捨てる。

例 1)

品 名：ポータブルエコー

購入額：300万円

購入額と補助基準額が同額の場合



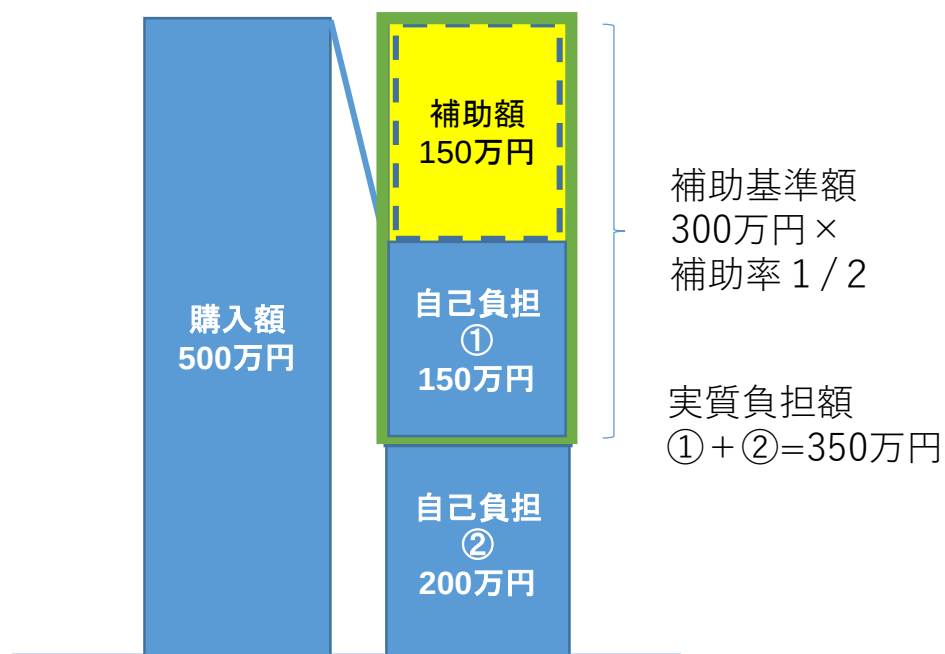
令和4年度在宅医療提供体制強化事業費補助金額の算定方法（参考） ②

例2)

品名：ポータブルエコー

購入額：500万円

購入額が補助基準を上回る場合



例3)

品名：ポータブルエコー

購入額：200万円

購入額が補助基準額を下回る場合

